

とくしま健康ポイントプロジェクト協賛・応援事業者募集要項

1. 募集の趣旨

徳島県では、楽しみながら継続して健康づくりに取り組むため、スマートフォンによって計測された歩数等に応じてポイントが付与され、当該付与されたポイントを店舗特典や抽選による賞品の交換等に活用できる仕組みをアプリ用いて構築・運用する「とくしま健康ポイントプロジェクト」を実施しています。

そこで、本プロジェクトの趣旨に賛同し、特典・賞品の提供やポイントの付与に御協力いただける事業者を「とくしま健康ポイントプロジェクト協賛事業者」及び「とくしま健康ポイントプロジェクト応援事業者」として募集いたします。

2. 健康ポイントプロジェクトの概要

- (1) 事業名 : とくしま健康ポイントプロジェクト
- (2) アプリ名称 : とくしま健康ポイントアプリ「テクとく」
- (3) 対象者 : 県内市町村に在住、在勤の者
参画団体が指定した者
※賞品への応募は18歳以上（参加年度4月1日現在）
- (4) ポイント : 個人の健康づくりに関する取組（歩数、体重・野菜摂取量の入力、健康イベントへの参加等）に対してポイントを付与します。
- (5) 特典・賞品 : 貯めたポイントに応じて、「ノーマル」「シルバー」「ゴールド」の3つのランクの電子カードがアプリに表示されます。すべてのランクで「店舗での特典」が受けられ、カードランクに応じて「賞品への応募」に参加できます。

3. 募集内容

- (1) とくしま健康ポイントプロジェクト協賛事業者（特典及び賞品の提供）
 - ア ランクカードの提示により、店舗等を利用した者に対し、店舗特典を提供いただける事業者
 - イ 抽選会において、ランクカードに応じた賞品を提供いただける事業者
 - ウ アプリを活用したイベントにおいて、賞品を提供いただける事業者
- (2) とくしま健康ポイントプロジェクト応援事業者（ポイントの付与）
 - ア 「健康づくり推奨店」であって、店舗等を利用した者に対し、ポイントを付与するため、QRコードの設置・案内等に協力いただける事業者
 - イ スポーツ・運動系のサービスを提供する事業者であって、自社のサービスを利用した者に対し、ポイントを付与するため、QRコードの設置・案内等に協力いただける事業者

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です

4. 参加条件

県のアプリや関連ホームページ等での店舗等の情報公開に同意する事業者で、次の各号に合致するもの

- (1) 協賛及び応援事業者であることが明確になるよう、県が作成する広報媒体を利用者が分かりやすい場所に掲示・案内すること
- (2) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。）またはこれらの関係者と密接に関わりを持つ事業所でないこと
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている企業でないこと
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を営む企業等でないこと
- (6) 県やアプリ利用者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する恐れがないこと

5. 禁止行為等

- (1) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為及びこれに関連する情報の提供、掲載
- (2) 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (3) 運営者または第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (4) 有害コンピュータープログラム等を送信または書き込む行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (5) 運営者または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (6) 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等の提供、掲載
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (8) その他、公序良俗に反するなど事務局が不適切と判断する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載

6. 特典及び賞品内容

- (1) 特典内容及び賞品の提供数は、事業者が独自に設定できます。
- (2) 賞品は、原則として事業者から直接対象者に発送できるものとします。
- (3) 抽選会における賞品は、シルバーランクは3, 000円相当、ゴールドランクは5, 000円相当とします。
- (4) アプリを活用したイベントにおける賞品は、事業者が独自に設定できます。

(5) 次のいずれかに該当するものは、特典及び賞品の対象になりません。

ア 健康増進のイメージを著しく損なう恐れのあるもの

イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法令や条例に違反するもの

ウ 特定の政治活動や宗教活動に関するもの

エ 公序良俗に反するものその他県が事業の趣旨にそぐわないと判断するもの

7. 協賛及び応援の手続等

(1) とくしま健康ポイントプロジェクト協賛事業者

ア 申込方法

協賛を希望する事業者は、本募集要項の内容を確認の上、とくしま健康ポイントプロジェクト協賛事業者申込書（様式1-1）に必要事項を記載し、事務局までお申込みください。

イ 申込みの登録

申込のあった事業者については、事務局内で審査及び登録を行い、審査の結果について、事業者に通知します。

ウ 内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに、とくしま健康ポイントプロジェクト協賛内容変更届（様式2-1）に変更内容を記載し、事務局へ提出してください。

エ 協賛の廃止

協賛を廃止したい場合は、とくしま健康ポイントプロジェクト協賛廃止届（様式3-1）を、廃止日の2週間前までに、事務局へ提出してください。

オ 登録の取消

募集要項の記載内容に違反する行為が認められた場合や本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合、申込みの内容に虚偽・不備等があることが発覚した場合は登録を取り消します。

(2) とくしま健康ポイントプロジェクト応援事業者

ア 申込方法

応援を希望する事業者は、本募集要項の内容を確認の上、とくしま健康ポイントプロジェクト応援事業者申込書（様式1-2）に必要事項を記載し、事務局までお申込みください。

イ 申込みの登録

申込のあった事業者については、事務局内で審査及び登録を行い、審査の結果について、事業者に通知します。

ウ 内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに、とくしま健康ポイントプロジェクト応援内容変更届（様式2-2）に変更内容を記載し、事務局へ提出してください。

エ 応援の廃止

応援を廃止したい場合は、とくしま健康ポイントプロジェクト応援廃止届（様式3-2）を、廃止日の2週間前までに、事務局へ提出してください。

オ 登録の取消

募集要項の記載内容に違反する行為が認められた場合や本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合、申込みの内容に虚偽・不備等があることが発覚した場合は登録を取り消します。

8. その他

募集要項に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。

附則

この要項は令和5年4月1日から施行する